

環大規 151 号
昭和 60 年 06 月 10 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境庁大気保全局長

大気汚染防止法に基づくボイラーの規模要件の見直しについて

今般、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(昭和 60 年政令第 162 号。以下「改正政令」という。)及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和 60 年総理府令第 31 号。以下「改正府令」という。)が、昭和 60 年 6 月 6 日付けをもつて公布され、本年 9 月 10 日から施行することとされたが、その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、円滑な施行が図られるよう遺憾なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

近年の技術進歩により、多量の排出ガスを出すにもかかわらず、従来の規模要件では大気汚染防止法の規制対象とならない小型のボイラーが普及してきており、規制の不公平が生じているとともに、このような小型のボイラーは煙突が低いため狭域的には環境濃度に少なからぬ影響を与えていると考えられることから、従来から大気汚染防止法の規制対象とされているボイラーと同等以上の量の排出ガスを出すボイラーを新たに規制対象施設として追加することとしたものであること。

なお、小型のボイラーは多数の業界で使用されており、使用者の中には比較的小規模な事業者も多いため、このような使用実態、公害防止技術の開発状況等を勘案して、排出基準のレベル及び経過措置の内容を定めたものであること。

第 2 改正の内容

1 ボイラーに係る規模要件の改正について(改正政令関係)

- (1) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。)の規制対象となるボイラーの規模要件の見直しについては、ボイラーの規模を示す指標としては排出ガス量と一定の比例関係を有する燃料使用量が適切であること、伝熱面積が 10m² 程度の従来型の規制対象ボイラーの燃料使用量は重油換算で 1 時間当たりほぼ 50 リットルであること等を勘案して、「伝熱面積が 10 平方メートル以上であること」という従来の要件に「バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること」という要件を追加することとしたこと。(改正政

令本則)

- (2) 改正政令の施行日については、改正後の大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10m²未満のもの(以下「小型ボイラー」という。)であつて、改正政令の施行後に設置の工事が着手されるもの(以下「新設の小型ボイラー」という。)を設置する事業者が法第6条の規定に基づく届出の義務等について周知を図る必要があること等を勘案して、本年9月10日としたこと。(改正政令附則第1項)
 - (3) 改正政令の施行前に設置の工事が着手された小型ボイラー(以下「既設の小型ボイラー」という。)に対する改正政令の適用については、その設置者に法第7条の規定に基づく届出の義務等について周知を図るためには相当の期間を要すると考えられることから、昭和62年9月10日から適用することとしたこと。したがつて、同年9月9日までの間は、既設の小型ボイラーはばい煙発生施設とはならないものであること。(改正政令附則第2項)
- 2 小型ボイラーに係る規制基準について(改正府令関係)
- (1) 既設の小型ボイラーに係る規制基準について
 - i) 一般排出基準

小型ボイラーはパッケージ型のものが多く既設の施設の改造が困難であることから、既設の小型ボイラーについては、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。)第3条から第5条まで(硫酸化合物、ばいじん及び有害物質の排出基準)の規定は、当分の間、適用しないこととしたこと。(改正府令附則第2項)
 - ii) 総量規制基準

法第5条の2の規定に基づく総量規制基準は、既設の小型ボイラーについても適用されるものであること。また、同条第3項の規定に基づく特別の総量規制基準の適用については、規則第7条の3第3項及び第7条の4第3項中「都道府県知事が定める日」とあるのは「昭和60年9月9日」としたので、既設の小型ボイラーは、都道府県知事が定める日以後に設置されたものであつても、既存のばい煙発生施設として取り扱うものであること。(改正府令附則第5項)

なお、既設の小型ボイラーについての総量規制基準の適用は、昭和62年9月10日からであるので留意されたいこと。(改正政令附則第2項)
 - iii) 燃料使用基準

法第15条及び第15条の2の規定に基づく基準がそのまま適用されるものであること。

なお、既設の小型ボイラーについての燃料使用基準の適用は、昭和62年9月10日からであるので留意されたいこと。(改正政令附則第2項)

(2) 新設の小型ボイラーに係る規制基準について

i) 一般排出基準及び特別排出基準

① 硫黄酸化物

新設の小型ボイラーについては、規則第3条及び第7条第1項の規定がそのまま適用されること。ただし、小型ボイラーの設置者が公害防止対策を講ずるために必要な準備期間を確保するため、既設の小型ボイラーの更新として改正府令の施行の日から昭和63年9月9日までの3年間に設置の工事が着手される小型ボイラーについては、これらの規定は昭和63年9月9日までの間は適用しないこととしたこと。(改正府令附則第3項)したがって、小型ボイラーについて法第6条の規定に基づく届出があつた場合には、当該届出に係る小型ボイラーが既設の小型ボイラーの更新として設置されるものであるか否かを確認されたいこと。

② ばいじん

新設の小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、これらの燃料を使用する小型ボイラーが比較的環境負荷が小さいことにかんがみ、他の燃料からこれらの良質な燃料への転換を促すため、当分の間、規則第4条及び第7条第2項の規定は適用しないこととしたこと。(改正府令附則第4項)

なお、ばい煙の排出実態に照らして、大気環境に与える影響が灯油、軽油又はA重油と同等又はそれ以下と認められるアルコール等の液体燃料が小型ボイラーに使用されることとなつた場合には、当該液体燃料は軽質液体燃料として取り扱うものであること。

上記以外の新設の小型ボイラーについては、規則第4条及び第7条第2項の規定が適用されるが、小型ボイラーは排出ガス量が小さいので規則別表第2の2から6までの項に掲げる種類ごとに最小規模のものに係る値が適用されるものであること。

なお、改正府令の施行の日から昭和65年9月9日までの5年間に設置の工事が着手される小型ボイラーについては、当分の間、一般排出基準は、 $0.50\text{g}/\text{Nm}^3$ 、特別排出基準は、 $0.30\text{g}/\text{Nm}^3$ とすることとしたこと。(改正府令附則第6項)

③ 窒素酸化物

新設の小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、ばいじん同様、当分の間、規則第5条の規定は適用しないこととしたこと。(改正府令附則第4項)

上記以外の新設の小型ボイラーに係る排出基準は、固体燃料を燃焼させるも

のについては 350ppm、軽質液体燃料以外の液体燃料を燃焼させるもの(固体燃料を燃焼させるものを除く。)については 260ppm とすることとしたこと。(改正府令本則)

ただし、改正府令の施行の日から昭和 65 年 9 月 9 日までの 5 年間に設置の工事が着手される小型ボイラーのうち軽質液体燃料以外の液体燃料を燃焼させるもの(固体燃料を燃焼させるものを除く。)については、当分の間、300ppm とすることとしたこと。(改正府令附則第 7 項)

ii) 総量規制基準

法第 5 条の 2 の規定に基づく総量規制基準がそのまま適用されるものであること。

iii) 燃料使用基準

法第 15 条及び第 15 条の 2 の規定に基づく基準がそのまま適用されるものであること。

(3) 改正府令も改正政令と同様に本年 9 月 10 日から施行することとしたこと。(改正府令附則第 1 項)

第 3 その他

- 1 今回の改正については、適用猶予期間中に事業者団体等を通じ、その趣旨及び内容について十分周知を図るよう努められたいこと。また、今回の改正に伴い生じる燃料費等の上昇が公共料金等に及ぼす影響にかんがみ、改正の趣旨及び内容について関係部局に周知を図られたいこと。
- 2 小型ボイラーを使用する事業所の大多数が 1 台しか設置していない状況、小型ボイラーの多くがパツケーj型であること等にかんがみ、更新として小型ボイラーを設置する場合にあつては、事業者の営業上の緊急性も十分考慮し、設置の制限期間の格別の短縮のため、事務処理の迅速化に努められたいこと。
- 3 (削 除)